



令和 4 年度第 3 回湘南東部地区保健医療福祉推進会議 参考資料 4

令和 4 年度の病床整備に関する事前協議について

目次

本資料では、

- 1 事前協議の目的**
- 2 これまでの経過**
- 3 事前協議の申出結果**
- 4 今後のスケジュール**

について、ご説明いたします。

1 事前協議の目的

- 病床整備事前協議は、二次保健医療圏の実情や圏域特性を考慮し、病床（療養病床及び一般病床）の機能別整備を進め、神奈川県保健医療計画の着実な推進を図り、良好な医療提供体制の確保に寄与することを目的とする。
- 当該年の4月1日時点の既存病床数が基準病床数を下回る二次保健医療圏については、必要に応じて病院の開設、増床に関して病院開設予定者等からの事前協議を実施する。
- **本年度は、横浜及び相模原の各二次保健医療圏で事前協議を実施し、今回、その申出結果を取りまとめた。**

2 これまでの経過

- 令和4年9月26日 第2回県保健医療計画推進会議で、横浜、相模原地域での事前協議実施（公募条件等も含む）を決定
- 10月14日 県医療審議会へ、令和4年度は横浜、相模原地域で事前協議を実施すること等を報告
- ～11月30日 病院開設等の事前協議書申出受付期間の終了

【第2回県保健医療計画推進会議で事前協議の対象となった医療圏及び病床数】

対象医療圏	基準病床数 A	既存病床数 B	過不足数 C = B - A	事前協議病床数
横浜	23,993床	23,620床	▲373床	373床
相模原	6,545床	6,462床	▲83床	83床
計	30,538床	30,082床	▲456床	456床

3 事前協議の申出結果

- 横浜、相模原地域において事前協議書の公募を行ったところ、申出結果は次のとおりであった。

【事前協議の申出結果】

対象医療圏	公募病床数	申出結果	
横浜	373床	0施設	0床
相模原	83床	5施設	83床
計	476床	5施設	83床

4. 今後のスケジュール（相模原地域）

時期	会議体	内容
令和5年2月10日	第3回地域医療構想調整会議	配分（案）について市が意見聴取
令和5年2月	相模原市保健医療協議会	配分（案）について市が意見聴取



市長が配分（案）を決定。審査結果を県知事に報告

令和5年3月	第3回県保健医療計画推進会議	市の配分（案）について県が意見聴取
令和5年3月	第2回県医療審議会	市の配分（案）について県が報告



県知事が審査結果を決定。市長は、県知事からの報告を受けて、申出者に決定通知を交付

(参考) 病院開設を予定する者などによる事前協議の申出要件について

次の要件を満たす場合に限るものとする。

ア 法に基づく病院等の開設等の許可申請書の提出期限

開設等に当たり工事を伴わない場合においては原則として申出の翌年11月30日までに、工事を伴う場合には次に定める期間内に、知事(ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長)に提出することができる場合

(ア)改修(建物の主要構造部分を取り壊さない模様替及び内部改修)等による増床の場合は、病床配分の決定通知日から1年以内

(イ)新設(移転再整備を含む)及び増改築を伴う増床の場合は、病床配分の決定通知日から2年以内

(ウ)新設のうち、再開発事業・土地区画整理事業等を伴う場合については、事業計画で予定する期日

(エ)前3号に関わらず、知事(ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長)と調整した結果、これにより難いことが認められる場合は、調整のうえ必要と認めた期間

イ 基準病床を超える病床種別の病床の取扱い

協議の申出対象医療機関が既設で、当該医療機関が各医療圏における過剰な(既存病床数が基準病床数を超える)病床種別の病床を有する場合において、当該病床を、本協議により認められる病床数と同数削減することができる場合。ただし、当該二次保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議及び神奈川県保健医療計画推進会議で必要と認めた場合はこの限りでない。

(参考) 病院等開設等事前協議書の審査における視点

- ①関係法令に抵触していないこと
- ②神奈川県保健医療計画との整合性があること
- ③病院等の開設等の計画に確実性があること

説明は以上です。